

## 防災訓練実施結果報告書

東総発第 7 号  
平成 25 年 4 月 26 日

原子力規制委員会 殿

### 報告者

住所 東京都千代田区神田美士代町 1 番地 1

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

(担当者)

所 属 東海発電所総務室安全・防災グループマネージャー

電 話

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	東海発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方 1 番の 1
防災訓練実施年月日	平成 25 年 3 月 6 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海第二発電所で発生した原子力災害に伴う敷地境界放射線量の上昇により、原子力災害対策特別措置法第 15 条事象に至る原子力災害を想定
防災訓練の項目	緊急時演習（総合訓練）
防災訓練の内容	(1) 通報訓練 (2) モニタリング訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 本店総合災害対策本部連携訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 緊急時演習（総合訓練）結果報告の概要

### 1. 訓練の目的

本訓練は「東海発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施するものである。

これまでの訓練における改善点を踏まえ、今回の訓練の主たる目的は「対外対応等における本店・発電所間の連携の確認」とし、訓練を通して評価等を行い、原子力災害に対する災害対応の実効性の向上を図るものである。

なお、今回は東海第二発電所との合同による総合防災訓練として実施した。

### 2. 実施日時及び対象施設

#### （1）実施日時

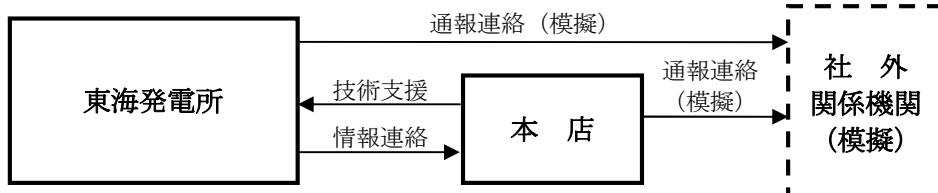
平成25年3月6日（水） 10：00～14：40

#### （2）対象施設

東海発電所

### 3. 実施体制、評価体制及び参加人数

#### （1）実施体制



#### （2）評価体制

各訓練実施場所、拠点ごとに訓練参加者以外から評価者を選任し、第三者の観点から手順の検証や対応の実効性等について評価し、改善点の抽出を行う。

#### （3）参加人数：184名

東海発電所・東海第二発電所：119名

本店 : 23名

協力会社 : 42名

### 4. 原子力災害想定の概要

全交流電源喪失により、東海第二発電所は原子炉の冷却機能がすべて喪失し、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定した。

また、東海第二発電所の格納容器ベント操作により、発電所敷地境界における放射線量が上昇し、東海発電所が原災法第15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

- ・東海発電所は廃止措置中、東海第二発電所は定格熱出力一定運転中に地震の影響により原子炉が自動停止し、外部電源喪失に至るが、非常用ディーゼル発電機により電源が供給さ

- れる。東海発電所は外部電源喪失により、シールドクーリングファンが全台停止する。
- ・東海第二発電所の炉心損傷及び事故収束活動に伴う格納容器ベント操作により、モニタリングポストの指示値が上昇、敷地境界放射線量が上昇（一時間当たり 500 マイクロシーベルト以上）したため、東海発電所は原災法第 10 条、第 15 条該当事象に至る。

## 5. 防災訓練の項目

緊急時演習（総合訓練）

## 6. 防災訓練の内容

- （1）通報訓練
- （2）モニタリング訓練
- （3）避難誘導訓練
- （4）本店総合災害対策本部連携訓練

## 7. 防災訓練の結果の概要

- （1）通報訓練
  - ・社外関係箇所への通報連絡は、通報文の作成及び通報連絡先の確認を実施した。
  - ・NTT回線等の地上回線の不通を想定し、衛星回線テレビ会議、電話、ファクシミリ等により本店への実通報連絡、社外関係機関への模擬通報連絡を実施した。
- （2）モニタリング訓練
  - ・特定事象発生の前段階において、平常時モニタリングの強化として、固定局（モニタリングポスト等）の監視強化を実施した。
  - ・特定事象発生以降、緊急時モニタリングとして、モニタリングカーによる発電所敷地内、敷地境界付近の空間線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を実施した。
- （3）避難誘導訓練
  - ・大津波警報の発令を想定し、発電所災害対策本部より避難誘導要員を指名・派遣し発電所員、協力会社社員、見学者を指定場所まで避難誘導を実施した。
- （4）本店総合災害対策本部連携訓練
  - ・本店総合災害対策本部の設置、原子力施設事態即応センターの模擬設置及び原子力事業所災害対策支援拠点の設置位置決定並びに政府関係者との情報共有の模擬訓練を実施した。
  - ・発電所における事故対処活動に関する対応状況や、プラントパラメータ、周辺放射線測定状況について、本店総合災害対策本部のテレビ画面にてリアルタイムで確認できるよう情報連携を図り、発電所と本店間の情報共有に関する対応を確認した。

## 8. 訓練の評価

「1. 訓練の目的」で設定した「対外対応等における本店・発電所間の連携の確認」について、評価結果は以下のとおり。

- ・発電所災害対策本部は、事象の進捗状況に関する情報を適宜集約・整理し、本店総合災害対策本部に情報提供しており、本店と発電所間の連携が有効であったことを確認した。また、地上通信回線の不通時においても、衛星回線等を使用した情報共有が適切に対処できたことを確認した。

- ・本店との連絡要員を発電所災害対策本部へ配置したことにより、本店総合災害対策本部との連絡ができていたことを確認した。
- ・原子力施設事態即応センターの模擬設置、原子力事業所災害対策支援拠点の設置位置検討に関する訓練を行い、原災法関連省令改正に伴う新規対応事項の対応要領、留意事項を把握した。

## 9. 今後に向けた改善点

訓練において抽出された今後の改善点は以下のとおり。

- ・発電所災害対策本部内での本部員と班員との意思疎通は的確に行われていたが、本部員と班員との指示命令の動線が交錯している部分が見受けられたことから、災害対策本部内の座席・資機材等を機能的に配置することにより、より効率的な情報伝達を図っていく。
- ・本店等、発電所の支援を実施する拠点では、発電所事故対処状況、設備復旧状況等を発電所の要員からの情報発信に頼ることなく、システムやテレビ会議を通じて情報を容易かつ適時に共有できる手段を検討する。
- ・発電所事故対処状況、設備復旧状況等について、既存システムやテレビ会議を活用することで、本店等、発電所の支援を実施する拠点において情報を適時に確認することが可能であり、情報共有手段として有効であったことは確認できたが、発電所の要員による画面切替操作等が必要なため、本店等の拠点から容易に情報共有が可能となる運用を検討していく。

以上